

9条地球憲章の会  
設立2周年総会

# 地球平和憲章 日本発モデル案草案



2019年5月19日(日)

於：明治大学リバティータワー 1123  
教室

## 地球平和憲章草案（骨子）

人類最大の夢は、世界から戦争を無くすことです。

かつて、戦争は政治の延長であり、敵味方の関係は不可避的であり、文明の発展を促すものだという「通念」がありました。しかし、2つの世界戦争、壮絶な地上戦と核による破壊を体験した人類は、戦争認識を変え、不戦条約そして国連憲章を、日本では平和憲法をつくって、戦争は悪であり違法なものだと捉え、戦争がなぜ起こるのかを問い、平和をかけがえない価値として希求してきました。夢は理念となり、理念を実現させる取り組みが始まっているのです。私たちは、国連憲章の精神と日本国憲法の理念に基づき、平和を希求する世界の人々と力を合わせて、非戦、非武装、非核、非暴力の世界の実現を求めます。それは夢ではなく、人類の使命なのです。

**II-I 理念・原理：私たちは戦争に反対し、核兵器の禁止はもとより、非武装、非暴力の世界を求めます。それは人類の使命なのです。**

### 1) 非戦

- 戦争は悪です。「戦争をしない」〔不戦〕ではなく「戦争をしてはいけない」〔非戦〕のです。
- 戦争は人殺しです。殺し合いです。
- 戦争は人を狂わせます。人間性を奪うものです
- 非道な悪は凡庸な悪がささえているのです。
- 戦争は常に“正義”の名のもとに、“平和”のためになされます。
- 内戦も戦争です。
- 対テロ戦争も戦争です。
- 戦争は最大の環境破壊です。
- 今や、戦争は違法（outlaw）であり、条理に反し、人道に背く絶対悪であると言わねばなりません。

### 2) 非武装

- 軍隊は解散しなければなりません。軍隊を廃止することは、自衛の名による戦争を防止するための最良の手段です。
- 軍拡や軍事同盟による抑止力は、かえって戦争の危機や軍拡競争を招きます。
- 集団的自衛権は認めません。
- 外国軍の基地も駐留も認めません。また、海外に軍事基地をつくることも認めません。軍事同盟は結ばず、平和友好関係を築き、敵を作らないことです。
- あらゆる武器の製造、保有、輸出入を禁止します。
- あらゆる軍事化に反対します。
- 完全軍縮を目指して、各国の軍隊は、軍事組織から人道的な組織に変えるべきです。

いずれの国の軍隊も海外で武力の行使をしてはなりません。

### 3) 非核

- 核兵器は、人類史上最悪の残虐で非人道的な大量破壊、大量殺傷兵器です。
- 人類と地球は核兵器や原発とは共存できません。

### 4) 非暴力

- 日本国憲法は、非軍事・非暴力の国際宣言です。
- 暴力は暴力を生み、問題や紛争を解決できません。日常生活においても暴力で物事を解決してはなりません。
- 非暴力の思想と積極的平和の思想をさらに豊かにしましょう。

## II-2 理念を根付かせ、国際的に実効あるものとして発展させるために

### 1) 平和のうちに生存する権利

- 平和のうちに生存する権利は、個人の基本的権利です。
- 平和のうちに生存する権利は、あらゆる人権の基底をなす人権です。
- 私たちは、平和のうちに生きられることが妨げられないように、そして平和のうちに生きることを実現する政策を取るように、国に要求することができます。
- 「平和」とは、単に戦争がない状態だけを言うのではなく、恐怖と欠乏からの自由を含みます。

### 2) 平和の文化と教育

- 非戦・非武装の国家と国際社会を築くためには、平和のための教育と平和の文化の創造が不可欠です。
- 「平和の文化」とは、戦争とあらゆる暴力の文化に負けない、人間性あふれる文化です。
- 平和のための教育は、平和な国家、平和な国際社会の担い手を育てます。
- 平和教育の核心は日常的に平和を愛し、暴力を嫌い、平和の文化を担い、創り出す主体を育てる事です。

### 3) 国際法の発展と新しい国際法秩序の形成

- 国際紛争を解決する手段を含むあらゆる武力の行使が、放棄されなければなりません。
- 平和を享受することは、国際的に承認された個人の基本的権利です。
- 非核地帯を設定するなど、地域レベルでも軍縮と非核化を推進し、「平和の共同体」を創設することを求めます。
- 市民の主導による新しい国際法秩序の形成を目指します。